中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示

中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示（令和七年経済産業省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 一～六　（略） 七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第四項第八号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。 八　（略） 2・3　（略）	1　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。 一～六　（略） 七　申請投資計画の実施期間において、雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を増加させることが明確に示されていること。 八　（略） 2・3　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成二十一年経済産業省告示第六十八号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第二号に規定する同項第一号に掲げる工事と併せて行うその家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る件）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第三十項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十九項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。）で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。）とする。 一～四　（略）	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二十三項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。）で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。）とする。 一～四　（略）

○経済産業省告示第四十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第二項及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の二第五項の規定を実施するため、令和四年経済産業省告示第八十八号（事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公表及び届出の義務） **第一条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の五第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十二項の規定の適用を受けようとする法人であって、資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の	（公表及び届出の義務） **第一条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人であって、常時使用する従業員の数が二千人を超える個人（以下「適用個人」という。）又は同法第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項若しくは地方税法（昭和二